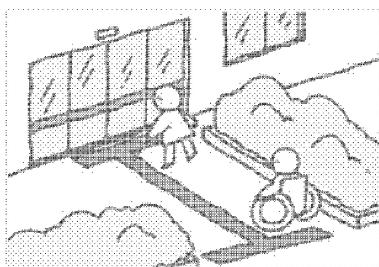


それぞれの説明中、
左の数値等は建築物移動等円滑化基準、右の数値等は建築物移動等円滑化誘導基準です。

7 アプローチ

建物の出入口に通じる通路を車いすで円滑に利用できるようにすることが必要です。広い幅ですべりにくい表面とし、高低差のある場合には緩やかなスロープ等を設けてください。

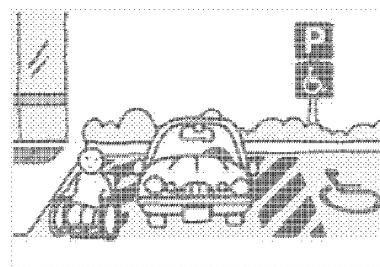
■ 通路の幅
120cm 以上 180cm 以上



8 駐車場

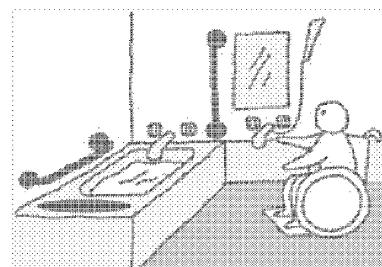
駐車場を設ける場合は、車いすを使用する方や体の不自由な方のために、建物の出入口の近くに車いすを使用する方が使える十分な幅の駐車スペースを確保してください。

■ 車いす使用者用駐車施設の数
1つ以上 原則 2% 以上
■ 車いす使用者用駐車施設の幅
350cm 以上 350cm 以上



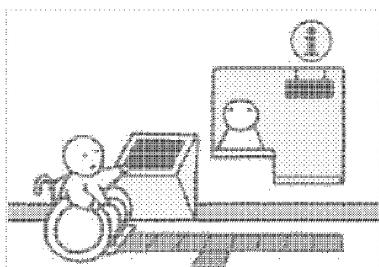
9 浴室等

共用の浴室やシャワー室を設ける場合には、1つ以上の浴室等を十分な広さとし、車いすを使用する方が使える仕様としてください。(建築物移動等円滑化誘導基準)



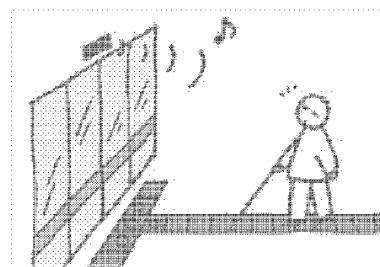
10 「案内表示」について

バリアフリー化されたエレベーター やトイレ、駐車場の付近には、見やすくわかりやすい表示が必要です。これらの施設の配置がわかる案内板や案内所を設けてください。



11 案内設備に至る経路

道等から案内板や案内所に至る経路には、目の不自由な方が安全に通れるよう視覚障害者誘導用ブロックを設置するか、音声による誘導装置を設けてください。



12 増築等の場合

増築等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、増築等の範囲にかかわらず多数の方が利用する便所、駐車場などを設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。

13 修繕等の場合

修繕等の部分とその部分に至る経路が基準の適用範囲となります。なお、修繕等の範囲にかかわらず多数の方が利用する便所、駐車場、浴室等を設ける場合には、一以上を車いすを使用する方などが利用できるようにする必要があります。
(建築物移動等円滑化誘導基準)

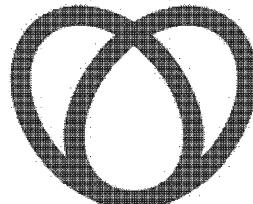
バリアフリー法の対象となる建築物

対象用途 (以下の用途はすべての新築、増築、改築、用途変更、修繕、模様替えで努力義務の対象)	義務付け対象
<ol style="list-style-type: none">特別支援学校病院又は診療所劇場、観覧場、映画館又は演芸場集会場又は公会堂展示場百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗ホテル又は旅館保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの (主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター その他これらに類するもの体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、 水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。） 若しくはボーリング場又は遊技場博物館、美術館又は図書館公衆浴場飲食店郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合いの用に供するもの自動車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供されるものに限る。)公衆便所公用歩廊学校（1の用途を除く。）卸売市場事務所（8の用途を除く。）共同住宅、寄宿舎又は下宿保育所等（9の用途を除く。）体育館、水泳場その他これらに類する運動施設（11の用途を除く。）キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール その他これらに類するもの自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室 その他これらに類するもの工場自動車の停留又は駐車のための施設（17の用途を除く。）	<p>2,000m²以上 の新築、増築、改築、 用途変更に義務付け (18. 公衆便所は 50m²以上)</p> <p>地方公共団体 の条例 条例による面積の 引き下げが可能です。</p> <p>※既存建築物についても、 努力義務の対象</p> <p>地方公共団体 の条例 条例による義務付け対象 への追加が可能です。</p>

認定を受けるとこんなメリットがあります。

表示制度

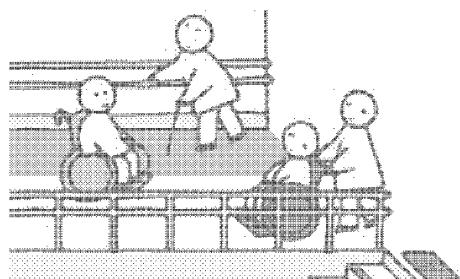
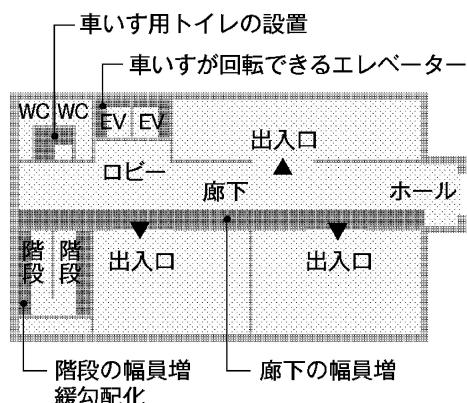
建築物を利用しようとする方々にとって、その建築物が利用しやすいか否かの情報はとても有用で便利となります。法律では認定特定建築物や広告などに、認定を受けている旨をシンボルマークで表示することができるようになっています。なお、表示の際にお年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすい部分を図で示すことも有用です。



シンボルマーク

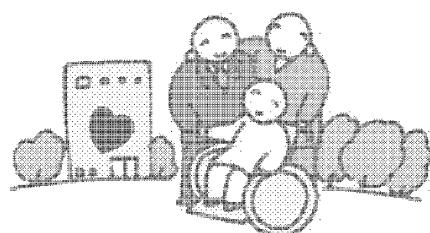
容積率の特例

お年寄りや車いすを使用する方などが利用しやすくなるためには、トイレや廊下などの面積が増えることもあります。法律では延べ面積の1/10を限度に容積率の算定に際して延べ面積に不算入することができます。また、建築基準法の許可制度によりそれ以上の面積についても不算入とすることが可能です。



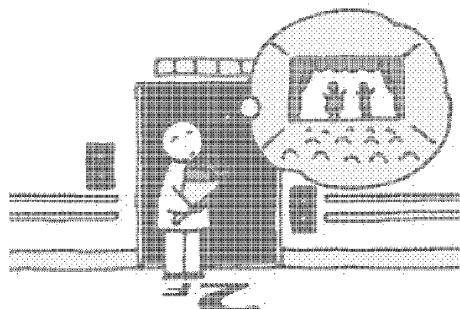
税制上の特例措置

認定を受けた特別特定建築物（2000m²以上の昇降機を設けたものに限られます。）については所得税、法人税の割増償却（10%、5年間）を可能としています。（租税特別措置法第14条の2、第47条の2）



低利融資

日本政策投資銀行や中小企業金融公庫等から低利の融資（日本政策投資銀行の場合、政策金利1%、融資比率40%）が受けられます。また、認定を受けていない場合でも、一定の配慮がなされれば、低利の融資（日本政策投資銀行の場合、政策金利1%、融資比率30%又は40%）が受けられます。



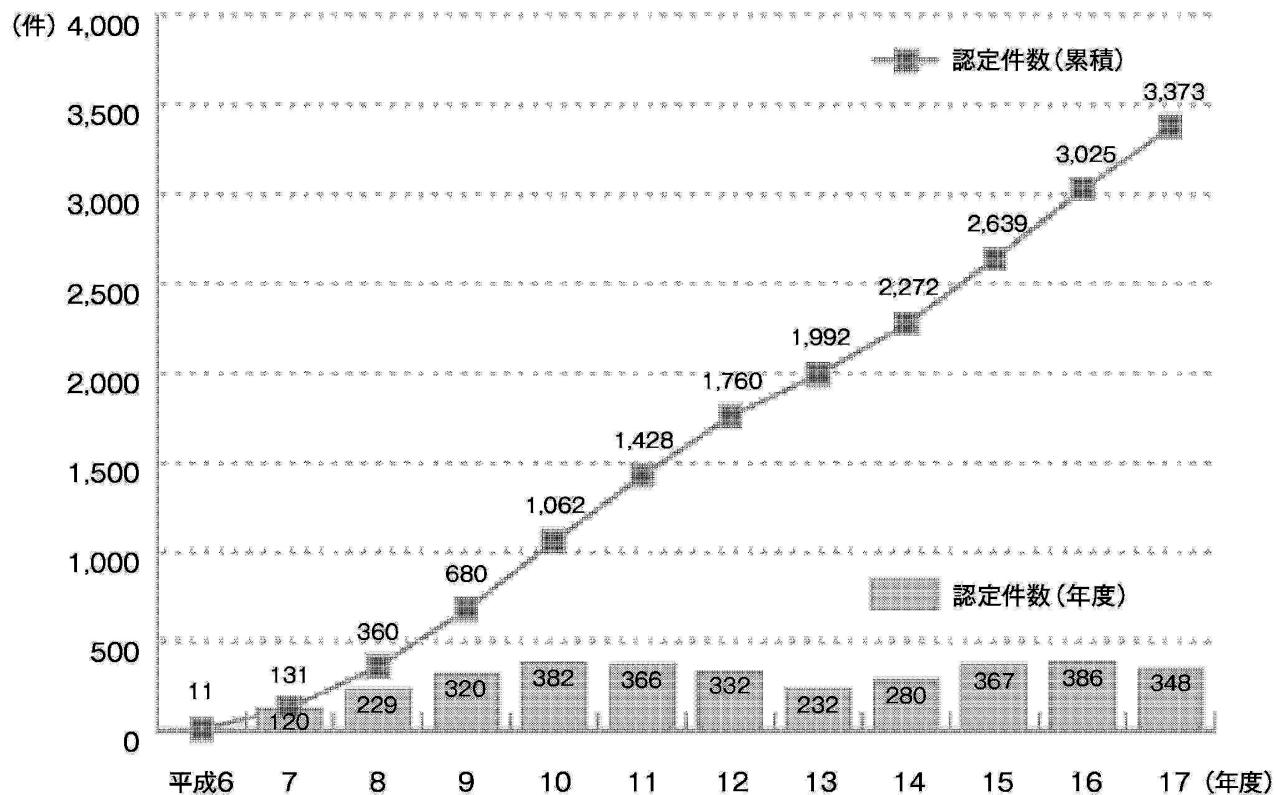
補助制度

【バリアフリー環境整備促進事業】

美術館、文化ホールなどの公益的な施設を含む建築物については、その施設に至る廊下、階段、エレベーター等の移動システムや、これらに付随するトイレ等の整備費の一部を補助します。

バリアフリー化の現況について

バリアフリー法に基づく認定実績



■ バリアフリー法(建築物関係)に関する融資等の問い合わせ先

【税特例、補助について】

国土交通省住宅局建築指導課

03-5253-8111

【融資制度について】

日本政策投資銀行本店都市開発部

03-3244-1714

中小企業金融公庫融資業務部特別貸付課

03-3270-1287

国民生活金融公庫融資東京相談センター

03-3270-4649

5 特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件（抜粋）

平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1413 号

最終改正 平成 14 年 5 月 31 日国土交通省告示第 478 号

七 昇降行程が 4 メートル以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、かごの定格速度が 15 メートル以下で、かつ、その床面積が 2.25 平方メートル以下のもの 令第 129 条の 6 第一号及び第 129 条の 7 第四号の規定によるほか、次に定める構造であること。

イ かごは、次に定める構造であること。ただし、昇降行程が 1 メートル以下のエレベーターで手すりを設けたものにあっては、この限りでない。

(1) 次に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ次に定めるものであること。

(i) (ii) 以外のエレベーター 出入口の部分を除いて、高さ 1 メートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から高さ 15 センチメートル以上の立ち上がり部分を設け、かつ、高さ 1 メートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあっては、この限りでない。

(ii) 車いすに座ったまま使用する 1 人乗りのエレベーターで、エレベーターの昇降の操作をかご内の人に行うことができないもの 出入口の部分を除いて、高さ 65 センチメートル以上の丈夫な壁又は囲いを設けていること。ただし、昇降路の側壁その他のものに挟まれるおそれのない部分に面するかごの部分で、かごの床から 7 センチメートル(出入口の幅が 80 センチメートル以下の場合にあっては、6 センチメートル)以上の立ち上がりを設け、かつ、高さ 65 センチメートル以上の丈夫な手すりを設けた部分にあってはこの限りではない。

(2) 出入口には、戸又は可動式の手すりを設けていること。

ロ 用途、積載量(キログラムで表した重量とする。)、最大定員(積載荷重を平成 12 年建設省告示第 1415 号第五号に定める数値とし、重力加速度を 9.8 メートル毎秒毎秒とし、1 人当たりの体重を 65 キログラム、車いすの重さを 110 キログラムとして計算した定員をいう。)その他次に定めるエレベーターの用途に応じて次に定める事項を明示した標識をかご内の見やすい場所に掲示していること。

(1) 車いすに座ったまま使用する 1 人乗りのエレベーター 車いすに座ったまま使用する 1 人乗りのエレベーターであること。

(2) 車いすに座ったまま使用することができないエレベーター 車いすに座ったまま使用することができないこと。

ハ 昇降路は、次に定める構造であること。

(1) 高さ 1.8 メートル以上の丈夫な壁又は囲い及び出入口の戸又は可動式の手すりを設けていること。ただし、かごの底と当該壁若しくは囲い又は床との間に人又は物が挟まるおそれがある場合において、かごの下にスカートガードその他

これに類するものを設けるか、又は強く挟まれた場合にかごの昇降を停止する装置を設けた場合にあってはこの限りでない。

- (2) 出入口の床先とかごの床先との水平距離は、4センチメートル以下であること。
- (3) つり合おもりを設ける場合にあっては、人又は物がつり合おもりに触れないよう壁又は囲いを設けていること。
- (4) かご内の人又は物が挟まれ、又は障害物に衝突することができないようにすること。

ニ 次に掲げる安全装置が設けられていること。

- (1) 昇降行程が1.0メートルを超えるものにあっては、かご及び昇降路のすべての戸又は可動式の手すりが閉じていなければかごを昇降させることができない装置
- (2) かごが折りたたみ式のもので動力を使用してかごを開閉するものにあっては、次に掲げる装置
 - (i) 鍵を用いなければかごの開閉ができない装置
 - (ii) 開閉中のかごに人又は物が挟まれた場合にかごの開閉を制止する装置
 - (iii) かごの上に人がいる場合又は物がある場合にかごを折りたたむことができない装置
- (3) かごが着脱式のものにあっては、かごとレールが確実に取りつけられていないければかごを昇降させることができない装置
- (4) 住戸内のみを昇降するもの以外のものにあっては、積載荷重を著しく超えた場合において警報を発し、かつ、かごを昇降させることができない装置又は鍵を用いなければ、かごの昇降ができない装置

問い合わせ先一覧

関係機関	民生主管課	電話番号	建築行政主管課	電話番号
富山県	厚生部厚生企画課	076-444-3197*	土木部建築住宅課	076-444-3359*
富山市	福祉保健部社会福祉課	076-431-6111	都市開発部建築指導課	076-431-6111
高岡市	福祉保健部社会福祉課	0766-20-1366*	都市整備部建築指導課	0766-20-1429*
富山土木センター 立山土木事務所			建築課	076-463-1101
舟橋村	生活環境課	076-464-1121	生活環境課	076-464-1121
上市町	福祉課	076-472-1111	土木開発課	076-472-1111
立山町	健康福祉課	076-462-9954*	建設課	076-462-9975*
高岡土木センター			建築課	0766-26-8426*
射水市	福祉保健部社会福祉課	0766-82-1951*	建設部都市計画課	0766-52-7395*
高岡土木センター 氷見土木事務所			建築課	0766-74-0949
氷見市	市民部福祉課	0766-74-8111*	建設部都市計画課	0766-74-8079*
高岡土木センター 小矢部土木事務所			建築課	0766-67-0262
小矢部市	民生部社会福祉課	0766-67-8601*	産業建設部都市計画課	0766-67-1760
新川土木センター			建築課	0765-22-9117*
魚津市	民生部社会福祉課	0765-23-1005*	建設部都市計画課	0765-23-1031*
滑川市	産業民生部福祉課	076-475-2111	建設部土木課	0764-75-2111
新川土木センター 入善土木事務所			建築課	0765-72-1133
黒部市	市民生活部福祉課	0765-54-2111	都市建設部都市計画課	0765-54-2111
入善町	健康福祉課	0765-72-1100	建設課	0765-72-1100
朝日町	民生部健康課	0765-83-1100	産業部建設課	0765-83-1100
砺波土木センター			建築課	0763-22-3524*
砺波市	福祉市民部社会福祉課	0763-33-1111	建設水道部都市整備課	0763-33-1111
南砺市	民生部福祉課	0763-23-2009	建設部都市計画課	0763-23-2022*

*印は直通電話番号

<ホームページ>

○「県民福祉条例と福祉のまちづくり」（富山県厚生企画課）：

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1200/kj00001223.html

○「富山県民福祉条例について」（富山県建築住宅課）：

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/kj00000532.html

参考文献

本書の作成にあたり、下記の図書等を参考にさせていただきました。

- 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準
(国土交通省 平成 19 年)
- ハートのあるビルをつくろう (パンフレット)
(国土交通省 平成 19 年)
- バリアフリー法逐条解説 2006 (建築物)
(日本建築行政会議 平成 19 年)
- 「高齢者、身体障害者が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の法令等の解説
(財団法人 建築技術教育普及センター、社団法人 日本建築士会連合会 平成 6 年)
- 滋賀県住みよい福祉のまちづくり条例 設計マニュアル
(滋賀県社会福祉課福祉のまちづくり推進室 平成 7 年)
- 東京都福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
(東京都福祉局地域福祉推進部地域福祉振興課 平成 8 年)
- 大阪府福祉のまちづくり条例 設計マニュアル「改訂版」
(大阪府建築部建築指導課 平成 7 年)
- 東京都における福祉のまちづくり整備指針
(東京都福祉局高齢福祉部計画課 昭和 63 年)
- 千葉県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
(千葉県都市部建築指導課、社会部高齢施策推進課 平成 9 年)
- 静岡県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル
(静岡県都市住宅部建築課 平成 8 年)
- 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 設計マニュアル
(奈良県土木部建築課 平成 7 年)
- 岩手県人にやさしいまちづくり 整備マニュアル
(岩手県土木部建築住宅課 平成 8 年)
- 公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン
(財団法人 運輸経済研究センター 平成 6 年)
- 視覚障害者誘導用ブロックの設置指針・同解説
(社団法人 日本道路協会 昭和 60 年)
- 高齢者・障害者に配慮の建築設計マニュアル
(高橋儀平 平成 8 年)
- 富山県住みよい福祉のまちづくり整備指針
(富山県厚生部障害福祉課 平成 5 年)

索引

あ

アルコープ	34
案内所	72
案内設備	72, 80
案内表示	72, 114, 128
移動等円滑化経路	22, 32
エスカレーター	48
エレベーター	46, 110, 134, 205
園路	126
横断歩道橋	122
オストメイト	58

か

改札口	106
階段	54, 110
カウンター	90
各室の出入口	34
勧告	12
記載台	90
キックプレート	42
客室	64
客席	68
緊急時の設備	102
車いす当たり	42
車いす使用者	30
車いす使用者の基本動作寸法	26
車いす使用者の人間工学的寸法	25
車いす使用者用駐車施設	76
車いす使用者用特殊構造昇降機	48, 110
車いす使用者用便所	58
車いす使用者用便房	58
計画・設計上の配慮事項	10, 22
傾斜路	44, 108, 126
軽微な変更	158
現金自動預払機	94
建築物	9, 32
建築物移動等円滑化基準	199～201
建築物移動等円滑化誘導基準	199～201
券売機	94
公園	9, 124
公共交通機関の施設	9, 106
工事完了の届出	12
公衆電話	88
交通バリアフリー法	3
公表	12
高齢者	31
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	3, 199

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律	2～4
高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律	2
国際シンボルマーク	75
コンセント	100

さ

視覚障害者	31
視覚障害者誘導用ブロック	96
敷地内の通路	50
磁気誘導ループ	70
指導	12
自動ドア	34
自動販売機	92
シャワー室	84
集団補聴装置	70
手動車いす	23
授乳室	86
乗降場	116
上肢障害者	30
仕様書の規定	10
触知図	36
助言	12
人工肛門・人工膀胱造設者	58
寝室	64
身体的特性	30
水洗器具	58
スイッチ	100
滑りにくい床材	104
スロープ	44
寸法の基本的考え方	23
生活関連施設	8, 9
整備基準	10, 22
整備基準解説図	22
整備基準の解説	22
赤外線送受信装置	70
線状ブロック等	80
洗面所	82

た

対象施設	9
立入調査	12
脱衣室	84

段差解消	32
地下横断歩道	122
駐車場	76, 128
駐車場へ通ずる出入口	34
聴覚障害者	31
直接地上へ通ずる出入口	32
通行に必要な有効幅	29
通路	108
杖使用者等	30
杖使用者の基本動作寸法	27
提案可能規定	11
出入口	34, 124
適合証	13
手すり	44, 48, 54, 98
点状ブロック等	40, 44, 54, 80
点滅型誘導音装置付誘導灯	72
道路	9, 118
特定建築物	199
特定生活関連施設	8, 9
特別特定建築物	199
富山県社会福祉審議会	2
富山県住みよい福祉のまちづくり	
整備指針	3, 10
富山県民福祉条例	148
富山県民福祉条例整備基準等検討委員会	2
富山県民福祉条例施行規則	157

ま

まちづくり	2
回り階段	54
水飲み器	92
誘導基準	10, 22
誘導鈴	36
要求性能規定	10
用途面積	8
浴室	64, 84

や

立体横断施設	122
廊下	40

な

内部障害者	31
日本エレベーター協会標準	134
日本工業規格	72
乳幼児連れ	31
妊娠婦	31
認定建築物	199～204
ネットワークづくり	2

は

ハートビル法	2～4
バリアフリー法	3, 199～204
人づくり	2
標識	72
プラットホーム	116
便所	58, 112
便房	58, 112
ポスト	92
歩道	118

富山県民福祉条例施設整備マニュアル

発 行 富山県 富山市新総曲輪1番7号

厚生担当部局 厚生部厚生企画課

T E L. 076-444-3197 F A X. 076-444-3491

e-mail akoseikikaku@pref.toyama.lg.jp

ホームページ「県民福祉条例と福祉のまちづくり」：

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1200/kj00001223.html

建築担当部局 土木部建築住宅課

T E L. 076-444-3359 F A X. 076-444-4423

e-mail akenchikujutaku@pref.toyama.lg.jp

ホームページ「富山県民福祉条例について」：

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1507/kj00000532.html

印 刷 廣文堂印刷株式会社

発 行 日 平成9年11月

第 2 版 平成11年1月

改 訂 平成16年11月

改訂2版 平成21年3月

